No	区分	ページ	質問内容	回答
1	募集要項	P. 6	第4章1-(1)-シについて、設計業務および工事管理業務における配置技術者は、雇用形態が「非常勤」の者でも配置可能でしょうか。	配置可能です。雇用を証明するものが必要となります。
2	募集要項	P. 6	第4章1-(1)-シについて、設計業務および工事管理業務における配置技術者は、「後期高齢者」の者でも配置可能でしょうか。	配置可能です。健康保険証以外の雇用を証明するものが必要となります。
3	募集要項	P. 7	第4章1-(1)-シー(ウ)について、「工事監理業務管理技術者」は、「設計業務管理技術者」も しくは「照査技術者」との兼務は可能でしょうか。	兼務可能です。
4	募集要項	P. 6-7	第4章1-(1)-シについて、設計業務および工事監理業務における配置技術者、他現場(現在従事中)との重複は可能でしょうか。	可能です。
5	募集要項	P. 7-8	第4章1-(1)-ス-(オ)について、「統括監理技術者」は、現場への常駐を必要とされるのでしょうか。	統括管理技術者について、現場への常駐は必要としません。
6	募集要項	P. 3	第2章10について、見積上限価格302,104,000円(消費税及び地方消費税込)と記載がありますが、本金額に至る根拠、積算基準等をご教示いただけますでしょうか。	別紙2の積算条件標準図により見積上限価格を算出しています。なお、積算基準等は要求水準書 第1章3 関係 法令及び基準・仕様等のとおりです。
7	募集要項	P. 3	第2章10について、見積上限価格の算定に使用されている単価は、どの時点(何年何月)のものでしょうか。	単価は令和6年4月時点のものを使用しています。
8	募集要項	P. 2	第2章8について、設計業務の対象業務の現地照査に路線測量(平板測量等)は含まれているのでしょうか。	路線測量は含まれていません。ただし、設計路線の踏査や 地下埋設物調査及び支障物件の具体的調査、在来管等 の調査、渉外折衝の立会い等の現地調査は行ってくださ い。
9	要求水準書	P. 5	第2章1-(2)-ウー(エ)について、試掘調査の箇所数は何箇所で積算されてますでしょうか。	試掘箇所数は見積上限価格の積算において、50箇所計上しています。
10	募集要項	P.2	第1章8対象業務について、路線内における測量鋲の復元等に関しては、協議の上、別途変更等での対応と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおり、必要な場合は協議のうえ変更となります。
11	募集要項	P.7	参加資格確認申請時に配置技術者を複数名記載して申請することは可能でしょうか。	参加資格を有している配置技術者であれば、参加資格確認申請時に複数候補を挙げることは可能です。ただし、技術提案書において、複数候補が上がっている場合、提案審査項目における技術評価点に関しては、候補者全てがDB方式における過去の施工実績がある技術者の配置がされている場合のみ、評価対象となります。
12	募集要項	P.7	第4章1シ(ウ)工事監理業務における配置技術者について、設計業務管理技術者または、照査技術者と兼務することは可能と考えて良いでしょうか。	兼務可能です。
13	募集要項	P.7	第4章1ス(オ)代表企業における配置技術者について、常駐の必要は特にないと考えて良いでしょうか。	そのとおりです。
14	募集要項	P.11	第9章1水道営業所による工事の実施状況のモニタリングについて、モニタリング項目は事前に協議し、決定するとの理解で良いでしょうか。	そのとおりです。
15	要求水準書	P.3	第2章1(1)才断水、通水及び洗管は水道営業所で実施するとありますが、募集要項第2章8の 業務範囲内に弁操作、洗管等の記載があります。断水等補助業務とはどのように理解すれば良いでしょうか。	事業者が作業手順を含めた検討書を作成し水道営業所の 承認を得たのち、ビラ等で周知する補助業務です。